

河南町立中村こども園（２・３号認定） 入園にあたっての案内

- 勤務先や勤務時間の変更などがある場合や、保育の必要な事由の変更（退職し、求職活動を行う場合など）は必ず変更の申請を行ってください。
保育料や保育時間に変更になる場合があります。
- ※ 毎月 20 日までの申請で、翌月から変更が適用されます。
- ※ 変更申請は、園または役場こども 1 ばん課で受け付けています（就労証明など、事由に応じた添付書類等が必要です）。

- 保育料等諸費は、当該月分を翌月の15日（土、日、祝日はその翌営業日）に口座振替にて納付していただきます。（例：4 月分の保育料は、5 月 15 日に口座振替となります）

- 入園している園児が、病気・けが・入院等の理由により、当該月の
登園日数が開園日数の 2 分の 1 以下の場合 ⇒ 月額保育料は 2 分の 1
登園日数が皆無の場合 ⇒ 月額保育料は 0 円 となります。
- ※ 園とこども 1 ばん課の協議により判定しますので、申請は必要ありません。
（欠席される場合は、園への連絡は必ず行ってください）
- ※ ご家族等の休みが多くなる 8 月に限り、上記理由以外であっても保育料の減額を適用します。

- 幼児教育・保育の無償化により、3 歳児から 5 歳児までの保育料が無償となります。また、0 歳児～2 歳児の住民税非課税世帯についても無償の対象となります。（教材費、行事費、延長保育料などは、無償化の対象外です）

- 保育料の無償化に伴う主食費・副食費の徴収について、保護者の経済的負担を軽減するため、河南町独自で補助制度を設けています。令和 7 年 4 月からの給食費完全無償化事業により、給食費（主食費・副食費）の徴収はありません。また、これら助成についての申請は必要ありません。

- 第 2 子以降の 0 歳児から 2 歳児までの保育料については、河南町独自で補助制度を設けており、一度お支払いいただいた保育料を、申請により償還払いにて補助します。申請については、毎年夏ごろに園を通じてご案内致します。

河南町立中村こども園(保育園部門)のご案内

【対象年齢】 0歳（2か月に到達した月の翌月）から就学前まで

【所在地】 河南町大字神山19番地

【電話】 0721-93-6866

【定員】 206名（幼稚園部門を含む）

【休園日】 原則として日曜日、祝日、休日及び12月29日～1月3日

【給食】 週6回（自園調理）

【保育時間】 月曜日から土曜日

①保育標準時間 7:00～18:00

②保育短時間 9:00～17:00

【延長保育】 月曜日から土曜日

①保育標準時間 18:00～19:00

②保育短時間 7:00～9:00/17:00～19:00

【延長保育利用料】

①保育標準時間 延長保育利用料（1日あたり）

降園時間分	18:00～18:30	0円（※）
	18:31～18:40	300円
	18:41～18:50	400円
	18:51～19:00	500円

②保育短時間 延長保育利用料（1日あたり）

登園時間分	7:00～7:59	200円
	8:00～8:29	100円
	8:30～9:00	0円（※）
降園時間分	17:01～17:30	0円（※）
	17:31～18:30	100円
	18:31～18:40	400円
	18:41～18:50	500円
	18:51～19:00	600円

例）

登園8:00 降園18:45 の場合

一日利用料金 600円

（登 100円 + 降 500円）

※19:01～ ①②いずれも別途料金が発生します（10分毎に100円加算）

1人1か月あたり延長保育料利用上限 5,000円

※ 保育の必要量で定めた各区分の保育を利用できる時間（保育時間）の前後30分間については、送り迎えの準備時間とし、延長保育料は発生しません。